

女川町A I デマンド交通システム導入業務委託に関する
公募型プロポーザル方式募集要項

女川町では、女川町A I デマンド交通システムの導入に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者の選定を行うものとする。業務委託の概要及びプロポーザルの手続等については、以下のとおりとする。

1. プロポーザルによる受託候補者選定の目的

令和6年3月に策定された「女川町地域公共交通計画」の基本理念である「地域の暮らしを支える利便性の高い公共交通の実現」に向け、町内全域を運行範囲とするA I デマンド交通を導入するにあたり、プロポーザルにより企画提案を募集し、最も適切な企画力、技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定するため、その必要な手続きについて定めることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 女川町A I デマンド交通システム導入業務委託（以下「本業務」という。）
- (2) 業務概要 別紙「女川町A I デマンド交通システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
ただし、受託候補者との協議により変更する場合がある。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務委託料上限額 17,542千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。
※本上限額は、業務規模を示すためのものである。

3. 事業者選定方法 公募型プロポーザル方式

4. 実施スケジュール（予定）

手続き等	期限等
募集要項の公表（告示）	令和8年5月29日（金）
仕様書、その他資料の貸与	同上
質問書の提出期間	令和8年6月1日（月）から 令和8年6月10日（水）午後5時までに必着
質問書に対する回答	令和8年6月17日（水）午後5時までに回答する

参加申込書等の提出締切り	令和8年6月19日（金）午後3時までに必着
参加資格確認通知書交付	令和8年6月24日（水）
企画提案書提出期間	令和8年6月24日（水）から 令和8年6月30日（火）午後5時までに必着
プレゼンテーション実施	令和8年7月中旬 予定
選定結果及び非選定結果の通知	令和8年7月下旬 予定
委託業務契約締結	令和8年7月下旬 予定

なお、各手続については、次のことに注意すること。

- (1) 手続の受付期間は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。
- (2) 参加申込書及び業務提案書の提出期限は、指定日の午後3時必着とする。また、提出方法は持参又は郵送とする。

5. 参加資格要件

プロポーザルへの参加を申し込む事業者に必要な参加資格要件は次のとおりとする。

- (1) 女川町物品調達等入札参加資格要綱（平成20年女川町訓令甲第30号）の規定に基づく令和7・8年度競争入札参加業者登録簿に登録されている者で、役務・システム開発・保守に登録されていること。
- (2) 法人として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 女川町物品調達等入札参加資格要綱第10条に基づく指名停止を受けている期間にないこと。
- (6) 女川町の契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成20年女川町訓令甲第26号）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (7) 本業務に類似する業務実績を保持し、かつ、自主運営事業や本格運行（実証運行を除く）支援実績などに基づくノウハウを有すること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証のいずれかを取得していること。

6. 参加申込書等の提出

参加を希望する場合は、以下の関係書類を令和8年6月19日（金）午後3時までに提出すること。なお、参加申込書等の提出方法は、持参又は郵送によるものとする。

- (1) プロポーザル方式参加申込書（以下「参加申込書」という。）（様式第1号）
- (2) 事業者の実績調書（様式第2号）（契約書及び仕様書の写しを添付すること）
- (3) 業務実施体制（様式第3号）
- (4) 誓約書兼調査同意書（様式第4号）
- (5) 業務実績確認書（様式第5号）
- (6) 会社概要書（任意様式）
- (7) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証の写し

7. 参加資格の確認通知

参加申込事業者に対して、参加資格の適否の確認結果について、プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式第6号）により通知する。

8. 質問の受付

この公募型プロポーザルに関する質問の受付は次のとおりとする。

- (1) 受付期間 令和8年6月1日（月）から令和8年6月10日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 「質問書」（様式第7号）に必要事項を記載し、電子メールに添付し、企画課企画調整係あてに提出。企画課企画調整係は受信後、質問書の受付についてメールを返信することとする。電子メール以外での問い合わせには応じないこととする。
- (3) 回 答 質問及びその回答の内容は、令和8年6月17日（水）午後5時までに女川町公式ウェブサイトに掲載する。

9. 参加の要件

- (1) 仕様書及び本募集要項の内容を把握し、本町の地域特性に合わせたデマンド交通サービスを提案すること。
- (2) 仕様書の業務内容を網羅し提案をすること。

10. 提案書等の提出

6の参加申込書等を提出した参加者は、次のとおり企画提案の審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年6月30日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法

提出書類は、原本 1 部及び原本の写し 8 部を提出期間中に企画課企画調整係に提出すること。持参、郵送等は問わない。

(3) 提出書類

ア 企画提案書 提案書は「20 枚以内」とする。

(表紙に様式第 8 号を添付すること。ただし、表紙目次は枚数に含まない。)

イ 業務工程表 (任意様式)

ウ 参考見積書 (任意様式) 導入費用のほか、導入後のランニングコストについても参考記載すること。

(4) 企画提案書の記載内容

ア 事業者の実績調書 (様式第 2 号)

イ 業務実施方針

(ア) 業務の実施方針

(イ) 業務の実施体制 (様式第 3 号) (人員配置、事務分担等)

ウ 業務実施計画

(ア) 実施手順 (実施フロー)

(イ) 実施工程 (作業項目、担当、日程等)

エ 業務見積書 (見積内訳書を含む。) ※正本 1 部にのみ添付

(5) 業務提案書作成時の留意事項について

提出された提案書は、会社名を伏せて評価を行うことから、提出時には会社名等、提案書の提出者が特定される事項は記載しないこと。

(6) 企画提案書等作成の留意事項

企画提案書の内容については、以下の項目に留意して作成すること。

ア 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を記載すること。

イ 企画提案書は、A 4 判とし、両面カラー印刷、文字サイズ 10.5 ポイント以上 (図表、画像を除く)、用紙の左右上下に 20 mm以上の余白を設定し、頁番号を付すこと。

ウ 企画提案書への鉛筆書き等による記載は認めない。

1 1. 審査、評価、選定方法

(1) プロポーザル受託候補者選定委員会の設置

審査、評価及び選定については、女川町 A I デマンド交通システム導入業務に関するプロポーザル受託候補者選定委員会 (以下「選定委員会」という。) を設置し、企画提案書等の審査、評価及び選定を下記評価方法により行い、必要に応じてヒアリングを実施することができる。

(2) プレゼンテーション (業務提案)

ア 日時 令和8年7月13日(月) (予定)

イ 場所 女川町役場庁舎

※ 提案者ごとの集合時間、集合場所については、別途通知する。

なお、提案書の提出件数の状況により、事前の書面審査においてプレゼンテーションを実施する者を選定することがある。

ウ 時間 1社あたり準備片付けを含めて40分程度を予定(説明20分程度、質問20分程度)

エ 参加人数 プレゼンテーション会場の入室者は3名以内とする。なお、導入の際に本業務を担当する予定の者を1名以上参加させること。

オ 注意事項

- ・短時間でのプレゼンテーションのため、時間内での実施に配慮すること。
- ・プレゼンテーション用の資料は、提案書に記載された内容に沿ったものとする。
- ・プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル、電源は女川町にて用意する。
これ以外にプレゼンテーションに必要なパソコン等は、提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーション当日の追加提案は認めない。

(3) 評価方法

主な評価項目については、別紙1のとおり。

(4) 選定方法等

ア 町は受託候補者と業務履行に必要な協議を行う。

イ 協議が整った場合は、当該候補者から見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による契約を締結する。

ウ 受託候補者との協議の結果、合意に至らなかったとき又は「5. 参加資格要件」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明したときは、次点の候補者と協議を行う。

(5) 契約内容の調整、仕様書の確定

ア 受託候補者と町が業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。

イ 特別な事情で契約の締結ができなくなった場合など受託候補者と契約に係る調整が整わない場合は、次点の候補者と交渉することがある。

(6) 見積書の提出

受託候補者は、確定した契約内容に基づき契約締結に向けた見積書を提出すること。

12. プロポーザルの途中辞退

(1) 参加業者は、申出によりプロポーザルの参加を辞退することができる。

(2) プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル方式参加辞退届(様式第9号)を町長あてに提出すること。

- (3) 辞退届の提出方法は、電子メールによるものとする。なお、業務提案書の作成に必要な資料を貸与されている場合は、所定の方法で速やかに返還すること。

1 3. 審査結果の通知

審査委員会による受託候補者選定後、各参加業者に対し、「プロポーザル方式選定結果通知書」（様式第10号）又は「プロポーザル方式非選定結果通知書」（様式第11号）によりその結果を通知する。

1 4. その他留意事項

- (1) この公募型プロポーザルに関して必要となる費用は参加事業者が負担する。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権はそれぞれ作成した事業者に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、女川町情報公開条例（平成11年女川町条例第27号）の規定に基づき、情報公開の請求により開示することがある。

1 5. 担当課

女川町役場企画課企画調整係 担当：佐々木

〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1

電話 0225-54-3131 (242) FAX 0225-53-5483

電子メール kikaku-chosei@town.onagawa.lg.jp

問い合わせ 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

【評価方法】 下記の評価項目により、受託候補者を選定する。

評価項目		評価基準	点数
業務執行管理	業務実績	参加業者における同種類似業務の実績の有無（過去5年で最大3件）。 業務に関連する審査登録証の有無。	10
	技術力	必要な専門的知見・経験を有した人員を配置しているか。	10
	業務管理	妥当かつ具体的なスケジュールが示され、柔軟な調整が可能なものであるか。	10
業務内容に関する提案	業務理解	仕様書の要件を充足し、本町の公共交通の現状と課題を踏まえた提案であるか。	15
	システム利便性・操作性・拡張性	AI、IoT等の最新技術を活用し、利用者、運行事業者及び事業主体のいずれにとっても利便性・操作性・拡張性の高いシステムであり、新たな交通サービスの構築に向けた具体的な提案であるか。	25
	マネジメント定着・改善支援	本業務を主体的にリードし、進捗を管理することができるか。	10
	独自提案	独自のノウハウや専門知識を活かした創意工夫による町民の生活の質的向上や地域の活性化に有効な提案であるか。	10
	取組意欲及び業務説明	本町の新たな交通体系の構築に向けた意欲が感じられ、本業務の提案に關し的確かつ簡潔に説明が行われているか。	10
	提案価格	提示した業務規模と見積価格の整合性についての妥当性。	数値化しない
			評価点 合計

※各評価項目は、A、B、C、D、Eの5段階で評価するものとし、それぞれ配点は以下のとおりとする。

A評価点＝配点×1.0（非常に優秀）、B評価点＝配点×0.8（優秀）、C評価点＝配点×0.6（普通）、D評価点＝配点×0.4（やや劣る）、E評価点＝配点×0（劣る）

※複数の同得点者が生じた場合は、システム利便性・操作性・拡張性に対する企画提案の評価点が高い者を特定する。

なお、システム利便性・操作性・拡張性に対する評価点も同点の場合は、同得点者のみにおいて、くじにより特定する。